五

へ13
3591
6

門へ13
號3591
卷6

早稲田大學圖書館
昭35.10.12
藏書

圖書

日本國開闢由來記卷五

指南漁者編

第八

威を示し徳を施して邊裔の青人草風に隨て靡き。
三嘆孺を憫て傾義靈耀を以て暘谷を照し
天皇は日本武尊の勇威を深く感賞ましまし。大名持命の天孫に奉し給ひ。終の八尋
矛を持て日本武尊に授賜て。示て宣まはく。朕聞東方の賊虜暴強
凌犯を宗とし。村に長ありて邑に首たり。各封堺を貪爭。互に相盜略ま
さ山に邪神あり。郊に姦鬼あり。衢に遮り。徑を塞ぎ。多き人を苦し
む。其東夷の中に。蝦夷尤強く。男女雜居て。父子夫婦の別なく。冬
は穴に宿。夏は樔に住。昆弟相疑ひ。同類相逆。山に登ては飛禽の如く。

野を行るこゝハ。走獸の如し。恩を受ゝ忌怨を見てハ必報ふ。是を
以て、箭を頭髻に藏。刀を衣中に佩。或ハ黨類を聚ゝ。邊界を犯し。
或ハ農桑を伺ゝ以て人民を略。之を擊んとゝ。ゝ。ハ草業の間に隱ゝ。之
を逐んとゝ。ゝ。ハ深山の中に遁る。故に往古以来いまゝ王化に染ず。今朕汝
人と為て察るに。身体長大。容姿端正。力ゝ人に勝れ。猛きこと雷電の如し。
向ふ所前ゝ。攻ゝ所必勝。朕熟念ふに。形ハ朕子なれども。實ハ必神人なり
べし。これ寔に天神の。朕不敏を憐國の平らぎざるを惠ましめ給ひて。汝を
下しゝ天業を經綸ゝ。宗廟の祭祀を絶ざらしめんとおもへり。
故ゝるべし。然るに。此天下ハ則汝が天下なり。此位ハ則汝が位なり。
願ハ深謀遠慮ゝ姦を探り變を伺ひ之に示ス威を以ゝ。之を懷き

徳を以ゝ。多く兵甲を煩し。妄に人民を損ふこゝろ。彼を
ゝ自臣順しぬ。或ハ言を巧にして。暴神を調和げ。武を振ひ
以て姦鬼を擾撃。時に應じ機に投ず。怠ることなかれと
詔ありけるに。日本武尊ハ其廣矛を受。天皇を拜して。
臣が西虜を征し。全皇靈の威を賴奉て。三尺劍を提て。熊
襲を擊。浹辰を經ずして。賊首罪に伏ぬ。臣が功ハ
ゝ。今ハ神祇の靈を賴。天皇の威を借。謹て勅命を
守。往て其境に臨ゝ示に徳教を以ゝ。猶服ざるものあらバ。
止ことを得ず。兵を挙てこれを擊んとす。素より臣が志なり。
對奏ひたまへバ。天皇大に懽ひ。吉備の臣等が祖。名ハ御鉏友

耳建彦と大伴建日子とを両将軍として日本武尊に従ひしめ。
久米直が祖名を七掬脛我膳夫とちゝしてひて冬十月二日日本
武尊ハ京を発路てゝ七日ニ道を枉て伊勢神宮ニ詣倭姫命ニ
見て今般天皇の命を被て東方の賊虜諸叛者を誅んが為に
行めて訣別辞てひれを倭姫命ハ叢雲の剣を取出して
神剣を佩て賊を征ハ向ところ敵ちくん慎て怠ことなかれとの
て日本武尊ニ授てひれぬ王ところんを受て景行天皇より賜て
柊の矛を皇太神宮へ献てひて豆歳日本武尊ハ駿河国に到り
てふ其處の國造陽ニハ帰順の色を示て此野ハ麋鹿甚多ことを
を譬ていて豹豸き獸の呼気ハ朝霧の野ニ充るが如て遊走ところの

足て林樹の茂るが如ものを臨て狩てまつる臣等ハ倍従して導
奉んと欺申れ為て日本武尊ハ其言を信じてひて野中ニ入て獣を
覓てひしニハ賊ハ王を誘騙ん為て草莽の中ニ入奉火を放て其野を
焼王その欺きてるを知しめし疾ニ燧を出して火を黙向焼してひ。
剣を抜て艸を刈攘辛苦て道出その欺きを憤悉く其賊衆
を焚て滅てひて或ハ王の佩せる神劔自と抽出て王
の傍の草を薙攘してて叢雲の名を更て草薙の御劔と稱
奉しといて相摸國に進上總に往てんとて海を望て
此の如き小海を立跳ハ渉らんと高言してひて船に乗て
海中に到てひし暴風忽起て王船漂蕩ほとんど覆没ん為しば

揖取申さく。この暴風。船中の美人を。龍神の見愛するを。おぼえてとのたまへば。王小従奉る妃。穂積氏忍山の宿禰乃女。弟橘媛命とぞ。この言を聴て。王を啓て曰。今風起浪涌て。王船没んとす。王一人の上より起て。御身に禍小逢ぬべし。多の従者をも失んと。速く妾が身を以て王の命を贖んとぞ。欲ところのといひて。狂瀾を披て海中に没入る。ひしりて暴風忽止て。浪静まりぬ。御船を岸に着小乃。故小時の人其海を號て馳水といふ。この日より七日を過て。媛乃御櫛の海辺に打寄るを取て。陵小築せりとぞ。傳ふ。今相模国餘綾郡の梅沢の辺小。吾妻森といふ。吾妻山吾妻明神といふ社小。ある是なり。尋ぬ。江戸近き吾妻森といふ。八尋に後人の附託乃。式に上総国長柄郡橘神社といふ。若しこの

播媛命を祭るといひぞ。或人いふ。日本武尊。蝦夷のいまだ鏡を知ざるを。我聴ぬ。大なる鏡を王の船に高く掛て。日の光に耀く。葦の浦を廻て。横小王乃浦を渡り。蝦夷の海に入ぬ。下総国猿島郡に葦津といふ。葦の浦を廻て。同国匝瑳郡に珠の浦こそ。常陸国新治郡小竹島といふあり。これ竹の水門なり。古昔上総下総を。惣て總の国といへ。此葦津より東へ廻て。珠の浦を歴て。竹乃水門に着ぬ。建御雷神を。常陸国鹿島乃神宮小祭祀。経津主神を。下総国香取の神宮に祭祀。我聴ば。神武天皇東征乃頃。此辺を既小王化に靡く。虜ども。其後小叛くるを。蝦夷の賊首。ども。島津神。國津神と號者。此竹水門に屯して。王乃船を見て。其兵勢

相摸灘
橘媛の命
入水

小怖勝難きことをおもひ。悉く弓箭を捨て。拜して曰。仰て君が容を視奉るに。人倫に秀出たまひてる。〜神はやはらぎ〜給ん。御名を何と稱まつるぞ〜問奉るれば。王對て。吾は是現人神の此世に坐して。此天下を知しめす天皇の子なりとのたまひ給ふ。蝦夷等は大に戰慄て。裳を褰波を披て。王の船を扶て岸に着。皆面縛て服罪すれば。悉くこれを免したまひ。其首帥を俘にして。身に奉仕らしむ。蝦夷既に平ぎ。還て西南の方を過。陸奥。常陸を歴て。甲斐国に到。山梨郡なる酒折の宮に宿たまふ時に。燭を挙て食を進る。此夜御歌を以て侍者に問たまふ。

通比婆理都久波を過て幾夜か寢つる ○こゝは御歌の意は。ゆひやうと

いふを常陸国新治郡新治郷。筑波郡筑波郷といふ地の名ふして。

唯其過来しかひしる地名を重て。新治より筑波を過て幾日

かなりしぞと問たまひたるなり。まことは此ゆひやうは新墾まて。新

墾の田を作といふ意をいひこのけしてる発語なりとも。また新

謎をつくといひけしる御歌なるが故に。火焼の翁が謎をつくる數

を以て答奉るなり。此謎をつくといふ説は。打聽は宜なれども。

甚後世の纖巧に流て。上古の淳撲質直なる風には合はぬ。且謎を

作ることいふ語を。決して大古はなきものなり。古昔の實の情を詠

出る歌なるべし。然る巧なる語を作出ることは。ものぶとりたるれ

ども。かくの然るまでに説なるを。筑波の発語なりとも

過ていふ語に穏當なる思れねどれいづれまでも。過来しさ

ちひさく御目小鋼してちひさく地名を重ねのさちひしものをもちいが
穏やかるなり。旅の日数を夜をよすがら数をよ昔も今も同じやうに夜
ごとに宿ごとに日を経るに従ひ歌詠せずしてひろいたる。然のみならず。
かの御歌詠せずしてひろいたる。偖従者卒爾ふ御答申うに猶豫せ
ず燭を乗剣ぶ其御歌の末を続く。
かくて夜ふる九夜日ふ八十日を。
を吾奉りて。あは燭を乗りたを。火焼之老人をもいひて大古ハ今
は世の如く。蠟燭ハ油燈ハ用ることもなく夜中
の明を燎火を用ひるなり。衛士の燃火。神社の庭火。里の篝火なども。
皆上古の遺風の在しなり。火焼小子の竈の傍に

いつるも。飯を焚竈あるなり。室中を別ふ明の火を炬燵
も具いりたるそんなる竈といひなり。出ては続奉る歌の
意をかくなるなり。日数を並ふるがごとハ二日三日幾日なるの日
ふて。日数を計いふなり。日と夜といふは同じ
をなるに幾日といふは。晝夜と合ていふ詞なり。御歌三句十七字
にしてなる一章なれども。隻歌といひ。続く翁が答奉し
歌も。三句十七字なる章なるなり。合ときハ三十四字。後の世の
旋頭歌の躬なるなり。しかれども萬葉集を。旋頭歌とて別に
出せるなれ三十首を近く別ふ屋ば頭句を作り。大伴宿祢家持が末
を続くるなり。佐保川の水ハ集上なる殖り田をとなるなり。

早稲を獨りのるゞ詠しと詠るハ此御歌の躰裁ゆゑ。旋頭歌ハ人
の詠るとゝ[illegible]差別なり。後撰以下の此連歌の躰ゝ出さる
歌。此御歌を專連歌の初とし筑波の道をゝいつゝも未ハ續
しといつるゆよれさるべからず。伊須氣余理比賣の
御ん作ゝ[illegible]の三句の歌ハ大久米命の二句の歌を以て對
るゝ置て此御歌を連歌の初ゆゑ如何ぞやなのうたん。
全ク此御歌の詞の數定て躰裁の整ふるのゝ[illegible]專此事の
御威德の殊ゝ勝ゆゑ[illegible]
日本武尊ハ此秉燭の老翁が聡しゝ速ゆ答奉ゝ[illegible]敦賞ゝ[illegible]東の
地の国造ゆゑ給ゝり。尊ハ両將軍及諸軍ゆゑ[illegible]今ノ東國の賊徒

既ゆ平ぐ。蝦夷の凶首ゝ咸其辜ゆ伏ぬれど。唯科野越国いまゞ化ゆ
從ぎ。之を征ぎハ[illegible]。甲斐国より北ゆ向ひ。武蔵上野を
轉歴ゝ。其間の虜賊を帰服せしめ。再西ゆ向ゝ。碓日の阪ゆ逮しゝ
此碓日の阪とハ。上野国碓氷郡ゆゑ。上野と科野の境ゝ。日本武尊ハ此の碓氷
の嶺ゆ登ゝ。遠ゆ東南の方を顧望ゝ。甚歎痛しゝ。

阿豆麻波夜

とのゝゝひゝれど。從者これを聞ゝ。御情のほどを察し奉ゝ袂を濡さ
者ハをゝけり。此御詞ゝ。まゝ[illegible]一句の御歌なり。
あの阿豆麻ゝ。吾嬬ゆゑ。これを和とゝ何ゝ。此詞の差別なるとハ。
[illegible]ハ一切音聲の根本ゆゑ。天地の間ゆ有とゝ[illegible]ゆる物ゝ。悉皆この[illegible]

生成めるもけものなり。子の親に従ひ。臣の君に従ひ。婦の夫に従ひ。弟の兄の
従ひ。幼が長さるに従ふより。親義別序信の自然に具する道なり。惣
て本に背き。末に従ふもののみして。彼と我と一にあらず。他念なく陽なる
さまなり。唯此阿の一切の物を總括さるところより出るが故に。日本武尊の
橘媛を慕ふ御情は切なるより。深く念いりて。御身と媛との
弊を隔ると一物にもおもして。阿豆麻とのたまひしより。古昔八和
らのぶるを阿とのたまふと思ひ。ちしるくて吾を□□又□れ
訓をとは義を深く明にせざる近世の誤なり。者也の義
ゆえ。其物を思入て歎息尋さうと出る辭なり。此辭後に轉て□
□をいふ。さんど後の世にも。拾遺集の歌は。君がすむ宿の梢を

行くへ隠るまでに顧したまへ。源氏物語須磨の巻に。いとりせひとは
思はざりしかたみぞ詠るに。抑歌は數百句にして。詮ぞ所なき。
唯一句なり。此御詞一句に量なき深情を含。限なき妙理を具す。凡て國
乃境界を離る時は。離別の哀情おのづから起て。堪難きものなるを。
況て橘媛命の節義乃為に海に没させひて。其遺體をも見えざりける。
地の堺を離るとなれば。深き哀慕感慨をもの御情の起て止ざるべき。其
地を跡にしてもなほ過去てもなほ。甚惜せてなほ。のこりのこりの
なり。此御詞より確氷より東なる地を吾嬬といひしを。今は泛く京都より
東なる国をもなべて呼稱とはなりしなり。これを豆柄山の事なれば傳る
説もなれど。上野に吾妻郡といふ名ありて。確日に其地なるがなほ。信

濃へ赴せ給ふ道路なれバ。碓日嶺乃名をもるかく碓なる名をもて碓日
といふ地乃名ハ。小碓命の御名に何とやらん事故ありて聞えしまゝ
又此嶺にてこの御嘆ありしより。碓日とハ名づけしなるべくいはれぬるをおもへる
まじなり。指漏漁者竊に思惟らく。我邦開闢てより後。一人乃御身を以。
東西の賊虜を征平げ。皇国の威力を強大にしたまひしハ。唯此王一人のミなり。
然るに此王節操乃婦人を哀慕。東に顧て。御意を此地に残したまひ。神剣を
尾張に遺。御病の危急に迫て。其太刀をやと神成剣の上に留まりける
御魂の。千五百歳乃後に至て。光耀を東方に發現しゆふられける神乃
幽籌なるべし。
王ハ此より道を分て。吉備武彦を越の国に遣て。兇徒を征し。人民を和穆。

地形の険易を鑑察しめ給ふ。往古越の国といひしハ。今の越前越中越後加賀
能登乃地を。綜て越の國とハいひしなり。神代に高志乃八岐大蛇といひし
も。此地を押領しける兇賊乃。殊絶て暴悪者を。志の字號せる名称なるべし
と察りしとなるが。かの土蜘蛛などいふ類にて。それが猛威におそれて。遠く出雲の
國へ来て。奇稲田姫に迫しまゐらせたるなり。日本武尊ハ。此碓日の地より。吉備
武彦等と別れ。進て信濃乃国に入たまひしが。この信濃乃国ハ。山高く谷幽
して。翠嶺萬重。人これを超るに八。杖に倚て升る。巖険く磴紆て。長峰數千。
牛馬も頓轡駐て進ざる兇山路なり。今これを岐蘇路といひて大に開けれ
ども。往昔にハいふがいらんとおもひやられて。超悩む所なり。古歌にも。出る
嶺入る山の端乃近けれバ岐岨路ハ月の影ぞすくなきと詠しゆへの山路

日本武尊
碓日嶺ハ
東國を
望ム處

巻五

あり。日本武尊は。歩行かて。雲を披霧を凌て。遥か大山を陟り。小高き峰か
建てまふころ。大か飢てひろれば其處かそ糧食しまとを。山乃神王を
惑さんとて。白鹿と化て。王の前か立り。王これを怪異とおもひられば。食さしま
まふ所の一箇の蒜を其白鹿は弾打てまひしうぶ。額か中て忽ち斃ぬり。鹿
五百歳を経ぶ毛色純白かろて。壽千歳をまつていつり。然ば此白鹿は
まさそれ類あるべし。爰は王はあぶ慈坐しまちふ。雲霧四方ま立蓋ひ。曚昧か
ふりて。出行てまふき方も知ぬ躊躇てまひろ處へ。白狗乃如き獣
来て。導奉る狀ふまそれぶ。試かその狗は随て行てまひしうぶ。美濃路か
出ませまひろ時は。偶吉備武彦は越路より出て。此を過るか出會さ
まひろ。ぶて信濃路へ往古へ樹木殊か繁茂て。分行べき路ぶて定か

知ぬ。瘴氣尤深ぶして。これを超る者多へ途中か廣臥て。死ぬるものは
まて多ぶ。日本武尊の蒜を擲て鹿殺てまひしを聞傳てより。
あれ山を踰ぶれば。蒜を嚼て人の身及牛馬ぶて塗ぶ。その
氣は中ぶて。專ひ習せまちり。今の世は門首か蒜を挂て以て
疫気を避ぶいふか。まそこの遺まる習ぶ。

第九　霊剣神剣は留て光耿千歳の後か柄を

八十綱乃誓虚ぶ坤輿将は皇化か歸せ

それより王は尾張の国か還てまひて。火明命乃裔孫ある尾張氏稲種宿禰
が女宮簀媛か。先乃日斛期せてまひしふ。その家は宿り淹留て月を
踰てまひしぶ。近江國膳咲山か荒ぶる神ぶりと聽てまひ。其神は

手捉りせんのみぞとのくちひ草薙の神剣を宮簪疫の許に置くひ。
徒より行く。膳吹山に到るに其山路に大蛇の横伏はるこれ土人の神
と呼ぶ所なるこゝを思ひもしらぬその蛇を跨ぎ過行くもしらぬ蛇は王の
威稜を怖ぢ平。害奉んとする状もなく。萎縮逡巡して避去るがやがて
雲忽興り雨大に降る。峯に霧相谷に曖昧なるに行くべき路もなく
く。棲遑て跋渉して所成知らぬ。少を辟易して霧成凌
雲を拂て強て行くまひしかば漸ゆく出て廣を得れども猶失意
醉るが如くめくらめくして山下の泉の側に居て其水を飲くに醒ひ
しかの泉を號て居醒の泉といふ。今近江国坂田郡の醒が井といふて。
名高き清水なり。其里の名を醒が井とよびて此をもの王の飲

たまひし清水なりといひ傳へ。膳吹山は遠遠に隔て。山下の泉をいふまは
遠し。且撰集抄に。坂田郡の清水のことを。延喜の末に早せし時に仲
算といふ僧。山の岸を切て中に清水を引て。此に居醒といふを。
坂田なる醒が井に附會せしこと明らか。此泉は尾張に還て山下なれば。近江
にはなし。美濃の方の麓なるべしと。今をは在所知らず。もしくは水の効
はいかゝ。軍陣に臨大故に逢て。水を服て腹気を下降すれば精神を爽
快まるの能はり。婦人の産後直に冷水一盃を喫てもて。忽昏眩て死なるの
患決してなることあり。昏冒失氣して。一切の毒に中るに水を
用て愈ることは多し。それは他灌水して水を灌。拊水して頭に水を打て。浸水
して幹を水に浸して。病を治せしこと其効挙て数へがたし。此日本武尊の山

嵐の瘴氣の中に。失意醉るが如くなりたまひしを。清水を飲ませ忽醒ましぬ。
もこの類なり。日本武尊が神劍を解き。宮簀媛に汝此劍を我寶持て吾身の
此處に居るとおもふ。授たまひしとぞ。大伴建日臣これを諫奉しに。彼膳吹
山なる荒ぶる神のこと。なる足を拳て蹴殺んぞ。のたまひて。其諫を容
まずして。自誇たまふ。御心のそこ發たまひぬ。神劍御身を離て。病を得たま
ふ。前兆なり。神劍の尾張乃国に留て。武威をかがやかす。皇位を離べき造化の
盈縮屈伸の自然なる理ふかく。環乃端なるがごとく。寶祚
乃高上玄妙なる神籌ふかく人智の測知べきにあらず。玉ハ膳吹山を降たまひ
てより。始て御身の惱まし給ひ。當藝野に到たまひし時に。侍臣ふのたまひ。少き吾心
恒ハ虛空を飛翔行んとおもふが。今足歩を得ず。當藝斯乃形ハ如何
の〳〵なり。當藝斯ハ今船に用る所の柁なり。御足乃惱を此物に譬たまひしハ。
如何なる故なる解ぬ。難なれど誠ハ御足の腫て沈重なりせたまひて
擧動ぶること。行歩難困たまふ。柁の水に浸て之を動をふ力を用ひ。且水を
離て上へ擧ら出ざるに譬たまひしなるに。唯形狀の似たるを譬たまひしのみふ
ふこと。なる尾張。此御言より。其地を當藝野といふ。尾張の國に入たまふ。御
病ますます進たまふて。唯京のみ懐しなる。宮簀媛乃宅に往んとおもふ。
なり。伊勢に移て尾津に到たまふ。此尾津。今ハ戸津といふ。伊勢の桑名郡に屬り。
王畿に東國に向んとしたまひし時。これ濱に停て進食たまひしに。劍を解て
松の下に置たまひしを忘たまふて去たまひしが。今此に到たまふ。其御歌。
劍たちいまは汝なれば。御歌詠たまふ。

尾張ふ。直ま向在る。尾津の崎ち。一株松。昔は一株松。人ふ。しるしとせ。衣着ます。
も。太刀佩ます。

○こゝに御歌の意ハ。凡そ今の桑名郡の長島けうの地より。尾張の海西郡
海東郡の地ちぐ。古ハ多くハ海ゆくけ。漸く南方地を廣げて。今の如くふ
ハちぬるなるべし。尾津といふ。今の戸津村ゆく。上代ふハ尾張の年魚市縣ゆ直ま
向在る地ちぐ。此戸津村と溝野村とゝの間ま。八剣の神社ちうとゝひ。
戸津古ハ尾津と呼しゆく。此日本武尊の故事を言傳へ。八剣の宮の
地ふ。剣掛の松といふ。其蹟を遺せり。然るバ古の伊勢と東國の往
還ゝ路の。南々海辺ふて。今の戸津の辺まで来る。吉蘇川の川尻を渡
る。尾張の津島の辺を歴る。年魚市縣ふ至しちるべし。かゝ尾津の崎の

海辺ふ立る。直ま尾張の方へ向る一株松ゆ。吾置しし太刀を護る。今歸
来まぐ。そのまゝに在しる。愛憐むべきこと也。松の功労を賞るひ
て。ひしこれぐ人ちらば。衣太刀ちぐ賜りて。着せ佩せもしる司ちぐ賜ん
のゝをとのくちひしちるに。火勇猛ちしくちぐ。ひとゝ御仁愛の
御情の草木のうへまでも及しちること。御詞ふ見る。尤感ず奉
ぐき御致ちる。此王ハ西東の虜を盡く平ぎ。ふまし。謹ぐ天皇の
勅命を守。之ふ示ちる威を以て。これを懐ふ徳を以て。こゝに兵甲を
煩ぎず。傑出る聖主ふ坐しちる。御齢を僅ふ三十歳を過ぎ。
曠野の間ふ病ふ臥て。空く薨ぎ。
世々皇位を嗣ひる。今ふ傳ますひしハ。全く御功績の大ちるぐ。

御仁心深くまします故なり。今の世ゆゑ。武門ゆゑ生生人々を。殊さらあの
王の御恩沢を仰崇め奉り。少壮の御身を擲ち。國家の為ゆゑ勤労を
ものひ。その御行状を慕。世の泰平を祈ること。ありがたし。
其處より幸まして。三重村へ到りまして。吾足三重の匂ひ〳〵。甚疲さ
るとのたまひしより。其地を三重と呼ぶ。此三重村を伊勢の國の三重
郡ゆゑなり。昔三重の嫁と云美人の名ある采女の出しゆゑ。此三重村なりとぞ。
王の御足重く。舵の水に浸るが如くなり。益腫太る。絞重しるし。大
嘗祭の供神物の宝螺貝の三重に旋るが如き匂薬に似たりと聲たのまれ
ちなり。其處より幸少し行て。甚疲の進さるひろれば。御杖を衝せられ。稍ゆ
歩せられしよりて。その地を杖衝阪と呼り。此日本武尊の經巡ひ給ひ
道の尾津の崎より。桑名郡。朝明郡を歴て此杖衝坂まで。今の路程七里餘
の程なるを。至尊御身ゆゑ乗せまつる御輿ぞうの物ゆゑ。病苦を息ぶせま
ひ。徒歩にて超させたまひし。其困憊ぞうたるまでけん。嶮度ぞうたるべきことなり。其處
より鈴鹿郡能煩野に到給ひし。御悩益進。頻に京懐なるを御情の
堪がたく。御病甚危急に迫り。將に絶ぬんとせし時に詠せまつる御歌。
嬢女が床の辺に吾置し。剣の太刀その太刀かも。
○此御歌の意。草薙の御剣を宮簀媛の許に置まひし。鵜吹山の神を取に行さ
まひし。其太刀の事を野念悔て。歌まつる。都流岐の太刀と。利とを美く都流岐
と捕る名なり。□その物を思出て慕詞なること。吾嬬者也の□の如し。
御病の苦悩甚しき即世期に坐しなり。なほ此神剣の事を忘る

まいぐ。如此まで深く所念つゝせられる真実の勇氣の強撐まいぐる。此王の御心に永世まで此神剣に留在こゝ。此御詞に知まつりとも怜に崇こうりが
ゝき御歌ろう。今の世まで武士こゝん人ゝ。恒に此王の御心を忘ゝ。義
勇の心撐こゝろ。恥を思ひ私の心を去ゝ。専國家の為に身命を擲
ゝ臨終の際まゝ。此王の御行状を慕ひ。此御歌の意を憶ひ。吾身の亡ん
後に至ゝ。假令天翔こゝろとも。子孫の勇氣を助護こゝを思ふき
ゝろう。まゝ神剣の尊きゝ。素こゝいやまぐれこゝおぐゝ。
此王の神霊こゝ常盤に此御太刀に留まつりの故に其霊験の後の世
に現ゝ。尾張國愛智郡熱田の宮に宮簀媛の時こゝ安置つゝこれを護
奉る大宮司季範の女の産つ。右大将頼朝卿ゝ。日本總追捕使の職を

賜ゝ。天下の權こゝ武家に遷征夷大将軍に任ぜられる。足利尊氏
公の曩祖ゝ。大宮司の婿とこゝ。大宮司に所縁こゝ。ゝる尾張國より。
内大臣信長公。豊國大神秀吉公。おのづからこれを補佐る豪傑の人々生出。
遂に古今に比類なき。智仁勇兼備の聖主をゝ生出奉ゝ。開闢以来
泰平の世の基とこゝ。こゝに叅河の國ゝ。太古に尾張と遠江との間の
地ゆゝ。別に叅河の名こゝ。然ゝを古事紀に開化天皇の御時に三川の
穂別の祖といふ稱ゝ。此頃こゝ分ゝ。これが此神剣の納まる地境より。武
威漸に東に轉天皇に翼戴ゝ。當今の至治を致ゝ。ゝる霊異
ゝる神剣の自伊勢の宮を出ゝ。此尾張の地に鎮坐こゝ。神の
豫定こゝ。氣運の數理に因こゝ。ゝる明瞭ゝ

了鮮易きことゝ成りぬる。熱田の社ハ東西二殿並建て。其東方に渡用
御殿といふ。此神劍を納。西方ハ第一ニ天照太神。第二ニ進雄命。第
三日本武尊。第四宮簀媛命。第五建稲種命ニして。第三中央の日本
武尊を以て。此社の本主とし。伊勢神宮と相並て。大壞と與
ニ窮なき寶祚を擁護ましまさしめ。異域に其例絶て多きに
ところ也。近ハ前年甲寅十一月の東海道大地震大海嘯ニ。
熱田の社内ハ些も震動ことなし。社の近あたりの民ハ。社地ニ入
て其難を遁しとなり。かゝる神劍の威靈を以て。これを衛護ぬ。
此豊葦原の瑞穂の國の。世界ニ比類なしと萬國ニ冠たる所以ハ今
此一事ニて。さ豈明白ニして。且賴憑きあるべし。

俘ましる蝦夷人等を伊勢の神宮ニ献り。吉備武彦を遣て。これを天皇ニ
奏て曰。臣命を天朝ニ受て。遠く東夷を征。神の恩を被。皇の威ニ賴て。
叛者ハ罪ニ伏し。荒ぶるものハ自調ぬ。是を以て。甲を巻戈を戢て。愷悌
て。歸路ニ赴ぬ。冀ハ。昌の時に天朝ニ拜謁復命んと。唯て乃事を
乃て怖望て。ひたすら天命忽至て。隙駒停ずして。獨曠野ニ臥て。俱ニ
語べき者なし。命根將ニ絶んとす。身の亡んこと。殘惜ニ堪ず。唯自奏聞
せざることを慨ていまさしめ。御身ハ能褒野の曠野ニ病臥て。孃女が床の
劍の太刀の御歌を吟じまひ。遂ニ薨ましぬ。時ニ御年三十歳。天皇
これを聞しめして。晝と夜と。喉咽泣悲。擗て慟哭て曰。吾子
小碓王昔熊襲叛し時。いまだ總角なりしに。これを征伐ニ煩しく殊功

を立てれより恒に左右に在て朕及やるを補然らに東夷の騒動起て雖あ
ども征伐に遣ざる者なければ止こと能ず得ず愛を忍て以て賊の境に
入しめより一日も顧念ざることなく朝夕に進退佇立て還日をのみ待
つ而已。何なる禍ぞ。何なる罪ぞ。不意倏に吾子を失ふ奈何嘆しきかな。
今より後誰と與に鴻業を經綸んや。唯悲哀追慕て朝夕に慟哭て
むなしく百寮に命られて伊勢の國の能褒野
に葬奉る。此能褒野乃御陵は伊勢の鈴鹿郡長世郷にあり。今は
其在所未詳。高宮村に丸山といふあり。茶臼山とも經塚ともいふ。甚大
高く圓し。周に堀乃形なほ殘て。全上代の御陵乃狀
なり。先此ちんといふ。大業を建ることひなる此王乃。志も天皇の

禮を以葬奉りしに御陵の其在處ぞ決こと能ず。祭祀の事も行はれず。慨
嘆きてぶるなり。あは能褒野に葬奉る時御陵より白き鳥乃如き
象の物出て大和國をさして飛行なるを。人々視て王の神靈の化します
ひなるかと思ひて追て行しば。倭乃葛上郡冨田村と原谷村との
間なる琴彈原に停しれば。仍て其處に陵を造せられぬ。此物再出て古
市郡古市村に飛行て止る是ば。其處に御陵を造せり。故に時人この
三御陵を。俱に白鳥陵といふ。此王の薨ましは。天皇踐祚ようり
四十三年なり。天皇に。は王を御位に立まんと思しるに。かく昇天
なるに。追悼之情御胸裏に絶ることなく。五十三年秋八月朔日に
て。郡卿に。朕愛子を顧て。何の日か止んや。せんて冀くは小碓王が

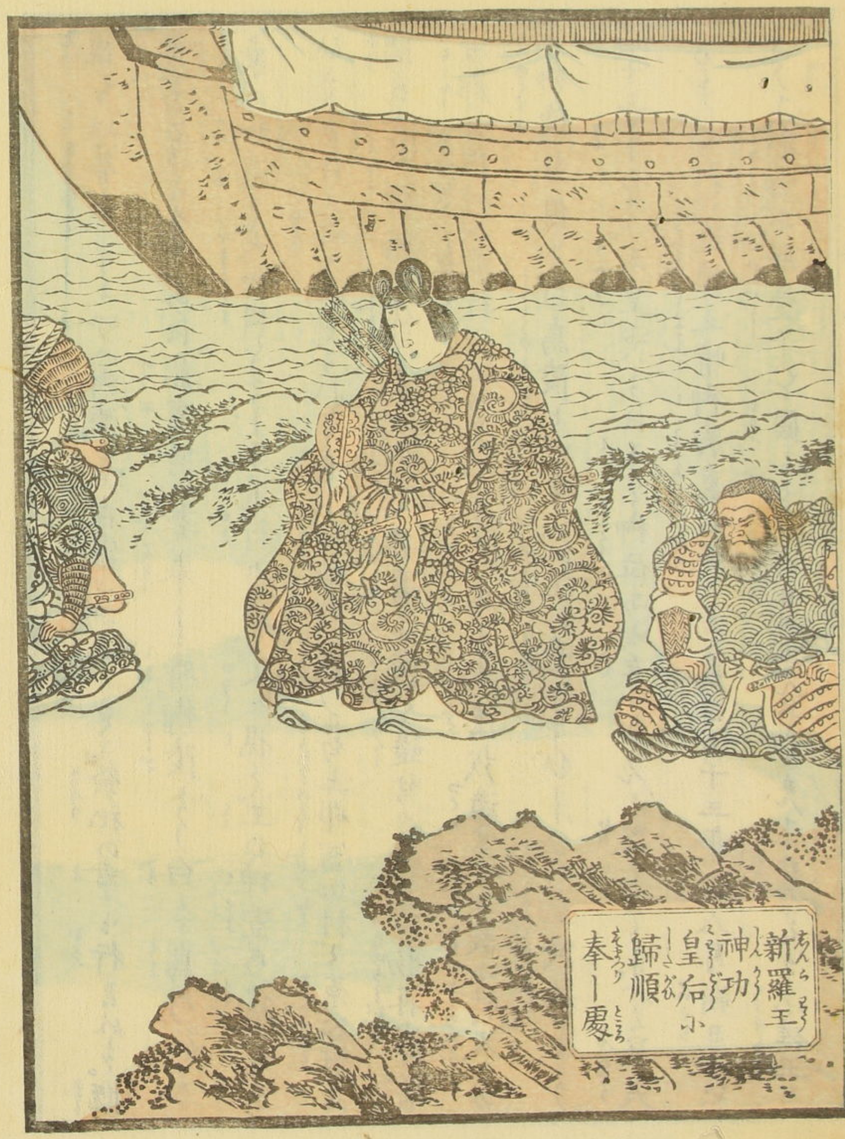
新羅王
神功
皇后
歸順
奉ㇾ處

平〻所の國を巡狩んと欲へば其准備をせと勅命ありき。是月に乘輿
伊勢に幸ましまし。轉て東國を歴。冬十月上總國に到ましまひ。海路より
淡水門を渡り。冬十二月に還幸ましまひく。伊勢の飯高郡綾宮に歳を超え
ましぬ。翌年秋九月十九日。倭に還幸ましまし。五十八年春二月十日。近江國志
賀に行幸ましまひ此に居ること三年に。高宍穂宮に崩ましぬ。御齢
一百六歳なり。日本武尊薨ましぬ後。三年を歴て。景行天皇四十六
年に。種足彦皇子を立て太子となしまひ。崩御ましまひ。翼年位を即
ましぬ。これを成務天皇と稱す。これ天皇御年百七歳にして崩ぬ。御子
なくして。日本武尊弟二子。足仲彦王を立て太子と為ましまひく。位に即ま
しぬ。仲哀天皇と稱す。筑紫の熊襲叛くを討ましまし行幸ありき。

筑紫の橿日の宮に崩ましまひ。殘る所御妃神功皇后。有孕開胎月を以て。
新羅を征伐ましまひ。還幸ましまひく。譽田天皇を今の筑前國宇濃の宮
に産ましまし。御母神功皇后政を攝ましまし。六十九年に。崩御年百歳
まして崩ましまひく。此天皇ましまし政を自ましまし。四十一年御年百歳
にして。高市郡輕島の明の宮に崩御ましまひく。そもそも新羅は妻波漢
武鸕鷀草葺不合尊第二の皇子。稲飯命の後裔なりと。古傳に云へり。人の
世ましまして。外國の人の我邦に来りしは。崇神天皇の御宇六十五年に。任那國よ
り蘇那曷叱知といふ人を遣はして朝貢を奉る。此任那といふは筑紫より
海を隔て北の方に當て。鷄林の西南にあり。其國は頭に冑を戴て人一艘
の船に乘て。越の國笥飯の浦に泊せり。故に之を問へば。意富加羅の國の王の子

名を都怒我阿羅斯等と申す。遂ニ日本國ニ聖皇の在ますを傳聞て帰
化すと對る。且いまて穴門の國とゐまを國ニ到りぬ。其國ニ人ありて名を
伊都ゝ比古と申す。臣ニ吾ハ此國の王なり。吾を除て外ニ王ありぬ。他處へ往
くな勿そといひ終れば臣究其人となりを見るニ王にはあらじ譃なりと思ひ
ぬ。其處を去て久しく海路を詳ニ知ぬきりぬ。島々浦々を留連て
北海より廻て。出雲國を經て。此間ニ至るなりと申す。程なく天皇崩
ましぬ。垂仁天皇の二年ニ。其國へ帰遣さるべきニ。先皇御間城天皇ニ仕
奉すれば。其御名を汝が國の名とせよとて。赤織絹其他種々の物を賜て。本土ニ
帰すべし。其國名を更て弥摩那とゐひき。此赤絹等の賜物を。其國の
都府ニ蔵しぬと。新羅國ニ聞傳て。兵を起て之を奪ひにき。二國の怨ハ

起りぬ。同三年。新羅王子天日槍といふ者艇ニ乗て。播磨國ニ泊り。宍
粟の邑ニ在て。天皇聞しめして。大友主と長尾市とを播磨ニ遣て。天の
日槍ニ。何の國の人ぞと問しめたまひしに。僕ハ新羅國の主の子なり。此
日本國ニ聖の皇在ますと聞て。故ニ己が國を弟なる者ニ授て帰化すと云。
種々の貢物を奉て。天の日槍の啓ぬるハ。天息を垂て。臣が情ニ願し
き地を住處とせんことを聽ぬ。臣親諸國を歴視て。臣が心ニ合と
ころを賜んこと。我欲ありぬれば。天皇ことを聽ますまひしかば。天日槍ハ。
菟道河より北ニ沂て。近江國吾名の邑ニ入て。此ニ暫住ぬ。ぬ近江國ニ
若狭國を經て。西の方但馬國ニ到て。住處を定ぬ。此天日槍を但馬
出島の人大耳の女麻多烏といふを娶て。但馬の諸助を生。諸助日槍杵を

生。日槍杵清彦を生。清彦田道間守を生。これ田道間守ハ。新羅の天日槍
乃玄孫なり。田道間守。天皇の九十年ホ詔て。常世國ホ遣て。非時香菓を
求しめ給ひしかば。命を受て萬里の波濤を渉て。遠く絶域ホ往。常世の
國ニ到て。非時の香果なる橘を得。十年を經て還来しぶ。天皇の崩ましぬ
時なれば。大ホ叫哭て。御陵の許ホ行て。自死ぬ。新羅。百濟。高麗。及任那等
乃國々。或ハ朝貢し。或ハ叛き。ホ互ニ相侵掠て。和輯ぎしが。筑紫の熊襲叛
て亂を作す時。新羅竊ホこれを助ケ。ハ神功皇后其罪を糺んが爲ニ。
開胎月ホ。ひけるを。ひしぶ。石を取て腰ホ夾。祝て曰吾孕ましまして兒此
日本乃主と成ましまふべき君なりしば。母ヶ軍ニ勝て還し。後ホ産まへと。
對馬島乃和珥の津より發し。ひしぶ。風順ホ船迅して。疾ホ

新羅ホ到ましぬ。神明の加護ましまさばこそ。海ホ入て。潮水怒張溢て。國中
を浸ハ。新羅國王波沙寐錦。惶遽失色。素旗を先ニ立。素組を以て自
面縛者となり。皇后の前ニ叩頭て。日ハ西より出ること。鴨緑江を逆ニ流て
ホ。河の石乃昇て星辰となること。ひしぶ。船柁乾て。海の速きを煩て。歳ホ
八十艘乃船ホ。貢物を載て。献んと誓ハ。速ホこれを許ましひしぶ。高麗。百
濟の二國も。密ホ其軍勢を伺ひ。ましぶ。勝ぬ。ことを知て。國王自
営外ホ来て。今より以後永く西蕃と稱て。朝貢を絶ぬと誓ひしぶ。この新羅
百濟。高麗を三韓といひ。これを内官家と定ましぶ。凱旋ましぬ時ニ。大矢田宿禰を
其地ホ留て。鎮守將軍となし。是我邦鎮守府の始なり。皇后ハ新羅より還
ましぬ。冬十二月十四日ホ。譽田天皇を筑前國糟野郡宇濱村ホ産まへ。

應神天皇と称奉る。此天皇幼しより聰達。玄鑒遠動容異常。聖表すぐれたり。うなを譽田と称奉るハ。其ハ腕上肉起て鞆の状に似るハ。御母神功皇后の雄装ふて。鞆を負給ふに感給ふる故なりと。上古鞆をゑんごといふ。

由云の御稱なりとぞいひ傳へる。此天皇乃御世に。百濟國王の子阿直岐が。能経典に通達しを御覧ぜらる。汝が國に。汝より賢なる博士はいなやと問給ひしに。王仁を以て對奉しまゐらす。天皇荒田別を百濟に遣を召。王仁を徵給ひしに。百濟王王仁に論語十巻。千字文乃書を齎て来献しむ。我邦に儒書乃来しハ此時を始とす。唐土を國近く。風土も相似たるハ。其國乃文教を假て。天下の士民を教導す便宜よき。國家を治るの神益ありが由なり。天皇産給ふ地乃名を宇湌といふ。此天皇乃生給ひしまより名づけし處なり。後に社を建て。これを祭て八幡大神と称。延喜廿一年。託宣に依て。再宮居を那珂郡に建。これを筥崎の宮と號。此處昔の宇湌の地なりといふ。此を筥崎といふ。

大神の肥衣を筥に納るよりの名なり。標乃松といふ。肥衣を埋る地乃標に松を植るが故なり。此地を北ハ巨海に臨。西を絶域に向ひ。坤艮の方三十餘里。乾巽乃方七八里の間ハ。唯青松のみ繁茂て。他の樹木一切なし。風景よろしき美地なり。異國乃来寇せんとすを防んが為に跡を此地に垂て。しきりに言傳へる。實に然こそなれ。應神天皇より。二十三代。四百年許を歴て。天智天皇の御宇に。新羅と唐と倶に高麗を伐しが。救の兵を遣されしが。利なくして。百濟も高麗も皆滅。任那ハ亡れ。先

に新羅の為に滅されしより。其後高麗の故地なる渤海國の王。大武藝といつるもの
より使を奉る。貂皮三百張に。方物を多く副へ献ぜしが。これも王
建といひし者より滅されて。再國を高麗の故名に復せしが。後小松天皇の
御世に。其臣李成桂といひし者。其國を簒。三韓をも併せ。これを朝鮮國
と稱へる。然るに此朝鮮國も。素より我邦の屬國にて。蝦夷琉球の
ごとく我に服從て。貢物をも奉るべき國なることを忘て。蒙古を助て
我を寇せし咎もあるにより。豊國大神の為に征伐せられて。殆亡んと
せしかばにや。自招とはいひながら。これも大神の幽籌なるか
日本國開闢由來記卷五